

鳥取砂丘の観光振興、活性化及び保全における鳥取県と鳥取市との連携協約

(目的)

第1条 この協約は、鳥取県（以下「甲」という。）と鳥取市（以下「乙」という。）が連携して事務を処理することにより、鳥取砂丘の貴重な自然・景観を保全し、それを活用した鳥取砂丘全体の観光振興、活性化に向けて一体的かつ継続的に事業を実施するための基本的な方針及び役割分担を定めるものである。

(基本方針)

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、定期的に協議を行うものとする。

2 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次条に定めるところにより相互に役割を分担し、連携を図るものとする。

(連携事業の推進)

第3条 甲及び乙は、次に掲げるとおり、互いに連携して円滑に鳥取砂丘の観光振興、活性化及び保全を推進する。

(1) 鳥取砂丘の観光振興の推進

甲及び乙は、連携して国内外からの誘客など鳥取砂丘の観光振興に向けた取組を行う。

(2) 鳥取砂丘の保全と利活用

甲及び乙は、連携して鳥取砂丘の自然・景観の保全を図り、砂丘利用者の理解を深めるための施策及び鳥取砂丘の自然・風景・歴史文化の利活用等を総合的に推進する。

(3) 鳥取砂丘西側エリアにおける滞在環境の上質化の推進

乙は、甲と連携し、鳥取砂丘西側エリアにおける滞在環境の上質化に向けた取組を行う。

(4) 鳥取砂丘の交通環境の整備

甲及び乙は、連携して鳥取砂丘及び周辺エリアの周遊や駐車場の確保、交通渋滞対策等に向けた環境の整備を行う。

(5) 情報共有の推進

甲及び乙は、前各号に規定する役割分担を円滑に進めるため、相互に必要な情報の共有を行う。

(経費負担)

第4条 前条の規定に基づいて甲又は乙が事務を処理するために要する経費は、当該事務について甲又は乙が本来果たすべき役割、両者の受益の程度その他の事情を勘案し負担するものとし、これによりがたい場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(協議)

第5条 甲及び乙は、必要に応じて協議の場を設定し、課題の検討を行うものとする。

(発効)

第6条 この協約は、令和4年1月1日に効力を生ずる。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、上記のとおり協約を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和3年12月23日

甲 鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県

鳥取県知事 **平井 伸浩**



乙 鳥取市幸町71番地

鳥取市

鳥取市長 **深澤 義彦**

